

共生型サービスの算定

共生型サービスのコード表は、「処遇改善加算」や「特定処遇改善加算」の率を規定するサービスが使えず、また、給付率に基づく報酬額の算定も北海道国民健康保険団体連合会で行わずコード表の中で行うので、介護報酬の算定は、以下の通り行ってください。

- 1 「給付率算定前の共生型サービスの単位数」の「訪問サービス」、「通所サービス」のコード表でサービス利用者の単位数を算定してください。

注意事項：

- ・必要な単位数を加算し、乗算である「処遇改善加算」や「特定処遇改善加算」を算定する場合は、小数点以下の端数は四捨五入してください。
- ・通所サービスの「処遇改善加算」や「特定処遇改善加算」を算定する際は、生活相談員配置等加算を含まないので、ご留意願います。

- 2 「1」によりサービス利用者の単位数が確定されたら、給付率をかけて、報酬額相当の単位数を確定させてください。この額が請求する単位数になります。

注意事項：

- ・給付率をかける際の小数点以下の端数処理は切り捨てになります。

- 3 「2」により報酬額相当の単位数が確定されたら、次に「訪問サービスコード表」「通所サービスコード表」により、改めて単位数を算定してください。これらのサービスコード表は「処遇改善加算」や「特定処遇改善加算」が加算で表現されているので、「1」で乗算された項目を加算してください。

- 4 「3」により算定された報酬額相当の単位数は、「処遇改善加算」や「特定処遇改善加算」の端数処理の扱い（切り捨てにしている）により、「2」で算定された報酬額相当の単位数と異なる場合があります。その場合は、サービスコード表にある「端数調整加算」を加えて（1～20単位まであります）、「2」で算定された報酬額相当の単位数と合致させてください。

※ 具体的な作業を例示すると以下の通りになります。

「指定居宅介護事業所が行う場合×70%」で例示

訪問サービス（項目 1601） 8 2 0 単位

初回加算（項目 1619） 2 0 0 単位

介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 5 5 / 1 0 0 0

給付率 9 0 %

とします。

「1」「2」については、「給付率算定前の共生型サービスの単位数」の「訪問サービス」を開きます。

「3」「4」については、「訪問サービスコード表」の「指定居宅介護事業者で障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合×70%」を開きます。

「1」で行う計算：

$820 + 200 + (820 + 200) \times 0.055$ となります。

介護職員処遇改善加算：

$(820 + 200) \times 0.055 = 56.1$ ですが

端数処理は四捨五入なので「56」となります。

したがって「1」の結果は

$820 + 200 + 56 = \underline{1076}$

「2」で行う計算：

$1076 \times 90\% = 968.4$ ですが

端数処理は切り捨てなので 968 となります。

この額が請求する単位数になります。

「3」で行う計算（給付率90%）：

738 （項目 1601） + 180 （項目 1619） + 40 （項目 1698） + 9 （項目 1704）
 $= \underline{967}$ となります。

「4」で行う計算：

「2」の結果968、「3」の結果967で1違うので、「3」の結果に端数調整加算1（項目 1640）を加えます。

したがって請求単位数は

738 （項目 1601） + 180 （項目 1619） + 40 （項目 1698） + 9 （項目 1704）
+ 1 （項目 1640） = 968 となります。